

熊本市学校給食栄養管理・食材調達システム導入等業務委託落札者決定基準

※評価項目、評価基準が色付きの項目は、ヒアリング対象項目

評価項目		評価基準	評価資料	採点基準		配点			
1	基本的事項	1-① システム構築及び運用管理に関する基本方針	システム構築及び運用管理に関する基本方針は、本業務の目的や留意点を正しく理解しているか。	技術提案書	業務の目的、留意点等の理解度が高く、業務遂行のための適切かつ効果的な着眼点が見られ、その内容は高度なものである。	8			
					業務の目的、留意点等を理解しており、業務遂行のための適切かつ効果的な着眼点が見られる。	5			
					不十分である。	2			
					記載がない。	0			
					1-② 栄養管理に対する理解	学校給食の栄養管理について、正しく理解しているか。本システムの構築及び運用に必要な学校給食の栄養管理に関する知識を有しているか。	技術提案書	栄養管理について十分に理解しており、受託者として必要な知識を十分に有している。	5
								栄養管理について理解しており、受託者として必要な知識を有している。	3
								栄養管理に関する理解が不十分である。(記載がない場合を含む)	0
1-③ 食材調達に対する理解	本市における学校給食の食材調達について、正しく理解しているか。本システムの構築及び運用に必要な学校給食の食材調達に関する知識を有しているか。	技術提案書	本市の食材調達について十分に理解しており、受託者として必要な知識を十分に有している。	5					
			本市の食材調達について理解しており、受託者として必要な知識を有している。	3					
			本市の食材調達に関する理解が不十分である。(記載がない場合を含む)	0					
1-④ 給食費会計に対する理解	給食費会計について、正しく理解しているか。本システムの構築及び運用に必要な学校給食の予算管理、食材費の支払いに関する知識を有しているか。	技術提案書	食材調達について十分に理解しており、受託者として必要な知識を十分に有している。	5					
			食材調達について理解しており、受託者として必要な知識を有している。	3					
			食材調達に関する理解が不十分である。(記載がない場合を含む)	0					
1-⑤ 個人情報保護	個人情報保護に関する考えは適切であるか。プライバシーマーク(「JIS Q 15001」)の認証を取得しているか。	技術提案書及び認証取得を証する資料	プライバシーマークの認証を取得しており、個人情報保護に関する考えは適切である。	5					
			プライバシーマークの認証は取得していないが、個人情報保護に関する考えは適切である。	3					
			個人情報保護に関する考えが適切ではない。	0					
1-⑥ 情報セキュリティ対策	情報セキュリティ対策は徹底しているか。ISO/IEC27001を取得しているか。	技術提案書及び認証取得を証する資料	ISO/IEC27001を取得しており、情報セキュリティ対策の徹底に関する考えは適切である。	5					
			ISO/IEC27001は取得していないが、情報セキュリティ対策の徹底に関する考えは適切である。	3					
			情報セキュリティ対策の徹底に関する考えが適切ではない。	0					
1-⑦ 業務実績	令和元年度以降に、中核市(人口20万人以上)以上の規模の地方公共団体(特別区含む)における同種業務の履行実績があるか。	様式第4号及び契約書の写し等	学校給食の栄養管理、食材調達又は予算管理のシステム構築及び運用について、中核市以上の規模の地方公共団体での履行実績が複数ある。	7					
			学校給食の栄養管理、食材調達又は予算管理のシステム構築及び運用について、中核市以上の規模の地方公共団体での履行実績が1ある。	4					
			地方公共団体での学校給食の栄養管理、食材調達又は予算管理のシステム構築及び運用に関する履行実績はあるが、中核市以上の規模の自治体での履行実績がない。	0					
2	システム関係	① 業務実施体制	(ア) 統括責任者の役割や重要性を理解し、教育委員会や学校との連携及び適切な雇用形態が確保されるか。	技術提案書	役割や重要性を十分に理解しており、教育委員会等との連携及び適切な雇用形態が十分に確保されることが見込まれる。	4			
					役割や重要性を理解しており、教育委員会等との連携及び適切な雇用形態の確保が見込まれる。	2			
					役割や重要性の理解が不十分で、教育委員会等との連携又は適切な雇用形態の確保が見込めない。	0			
					(イ) システム構築の実務経験や本業務の履行にあたって有用な資格を有しているか	様式第6号 資格の保有を証する書類	システム構築の実務経験10年以上で統括責任者としての実務経験がある。また、履行にあたっての有用な資格を有している。	6	
							システム構築の実務経験10年以上で統括責任者としての実務経験がある。	4	
							システム構築の実務経験10年以上	2	
		② システム構築業務の実施工程	システム構築業務の実施工程は計画性があり、その内容は実効性があるか。	工程表 技術提案書	システム構築の実務経験5年以上	1			
					システム構築の実務経験5年未満。又は候補者がいない	0			
					2-①-(2) 業務従事者の配置体制	統括責任者を除く業務従事者について、システム構築の実務経験を有する者を含め、十分な人員が配置されるか。	様式第6号 技術提案書	システム構築の実務経験を有する者が配置されており、配置体制について大変具体的かつ実効的な優れた提案がなされている。	5
								システム構築の実務経験を有する者が配置されており、配置体制について適切な提案がなされている。	3
								システム構築の実務経験を有する者が配置されているが、配置体制について、具体性や実効性が感じられない。	1
					システム構築の実務経験を有する者が配置されていない。	0			
2-② システム構築業務の実施工程	システム構築業務の実施工程は計画性があり、その内容は実効性があるか。	工程表 技術提案書	実施工程の内容は大変計画性があり、十分に実効性が感じられる。	5					
			実施工程の内容は計画性があり、実効性があると思われる。	3					
			実施工程の内容に計画性がなく、実効性が感じられない。	0					
③ 機能要件定義書	大区分	2-③-(1) 基本機能	機能要件定義書・出力物要件に示した機能を満たしているか。	機能要件定義書・出力物要件 技術提案書	全項目が「○」であり、本市が求める要件を十分に満たした提案内容である。	5			
					「△」の項目、又は「△」相当と認められる項目があるが、本市が求める要件を満たした提案内容である。	3			
					必須項目以外で「×」の項目、又は「×」相当と認められる項目がある。「△」及び必須項目以外の「×」が全項目の2割以上ある。本市が求める要件を満たしていない提案内容である。	0			
					必須項目で、「×」の項目、又は「×」相当と認められる項目がある。	失格			
					2-③-(2) 食品関連機能 栄養管理機能	機能要件定義書・出力物要件に示した機能を満たしているか。	機能要件定義書・出力物要件 技術提案書	全項目が「○」であり、本市が求める要件を十分に満たした提案内容である。	5
								「△」の項目、又は「△」相当と認められる項目があるが、本市が求める要件を満たした提案内容である。	3
		必須項目以外で「×」の項目、又は「×」相当と認められる項目がある。「△」及び必須項目以外の「×」が全項目の2割以上ある。本市が求める要件を満たしていない提案内容である。	0						
		必須項目で、「×」の項目、又は「×」相当と認められる項目がある。	失格						
		2-③-(3) 食材調達機能 予算管理機能	機能要件定義書・出力物要件に示した機能を満たしているか。	機能要件定義書・出力物要件 技術提案書	全項目が「○」又は「△」であり、本市が求める技術的要件を十分に満たした提案内容である。	7			
					全項目が「○」又は「△」であり、本市が求める技術的要件を満たした提案内容である。	4			
					必須項目以外で、「×」の項目、又は「×」相当と認められる項目がある。あるいは、「△」及び必須項目以外の「×」が全項目の5割以上ある。本市が求める要件を満たしていない提案内容である。	0			
		必須項目で「×」の項目、又は「×」相当と認められる項目がある。	失格						
2-④ 運用・保守業務の実施体制	運用・保守業務に関する実施体制は、仕様書に定める業務を十分に実施できるものであるか。	技術提案書	運用・保守の実施体制について、大変具体的かつ実効的な優れた提案がなされており、仕様書に定める業務が確実に履行できることが想定できる。	8					
			運用・保守の実施体制について、適切な提案がなされており、仕様書に定める業務が十分に見込まれる。	4					
			運用・保守の実施体制に関する提案は具体性や実効性が感じられず業務の十分な履行が見込まれる内容ではない。	0					
3 追加提案	その他、適正かつ効率的で本市にとって有益な提案があるか。また、その内容は具体的かつ実効性が感じられるものであるか。	技術提案書	本市にとって非常に有益な提案であり、内容が具体的で実効性が十分感じられる。	5					
			本市にとって有益な提案であり、実効性が感じられる。	3					
			本市にとって有益な提案ではない。又は実効性が感じられない。提案がない。	0					
技術評価点					計	90	90		
価格評価点		30×(1-入札価格×1.1/予定価格) ※業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札金額と著しく乖離している等業務を確実に履行することが出来ないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合(無効になった場合を含む。)も、当該入札書は無効とする。			計	30	30		
評価値		(加算方式) 評価値=技術評価点+価格評価点			計	120	120		